

令和7年度 第1回 府中市教育委員会 いじめ問題対策委員会

日時：令和7年7月16日（水）午後1時から
府中市役所「おもや」4階第一特別会議室



1 令和5・6年度 諮問内容

**府中市立小・中学校の
いじめの未然防止等のための
対策の推進**

2 令和5・6年度 取組内容

小・中学校の取組

- ア 「府中市いじめ防止対策推進条例」に基づく子供たちへの指導
- イ 保護者・地域と連携した対応
- ウ タブレット端末を活用した学校生活アンケート等の実施
 - ・「心の健康観察」の実施結果を生かした早期発見・早期対応の実施

ウ タブレット端末を活用した学校生活アンケート等の実施

今週の「こころの天気予報」は？

一週間の学校生活の予想を天気で表してください。

3つの中から選びましょう *



☐ ○はれ（楽しみがいっぱい）



☐ △くもり（いいことも悪いこともありそう）



☐ ×あめ（心配やいやなことがありそう）



☐ ×あめ（心配やいやなことがありそう）

その天気を選んだ理由があれば教えてください（いくつでも）。

- ☐ 勉強のこと（楽しい活動があるな、わからないことが多いな）
- ☐ 友達のこと（会えるのが楽しみだな、心配なことがあるな）
- ☐ 休み時間のこと（遊ぶのが楽しみだな、遊びにさそえないな）
- ☐ 行事のこと（行事の準備が楽しみだな、みんなの前で話すのは心配だな）
- ☐ その他: _____

戻る

次へ

フォームをクリア

先生やカウンセラーに相談したいことはありますか？

- ☐ ○あるよ
- ☐ ×ないよ

戻る

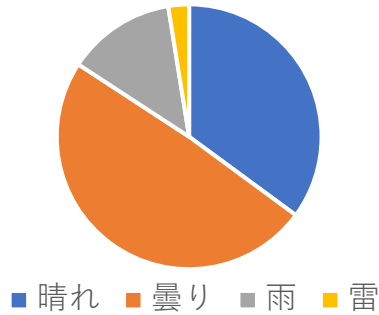
送信

フォームをクリア

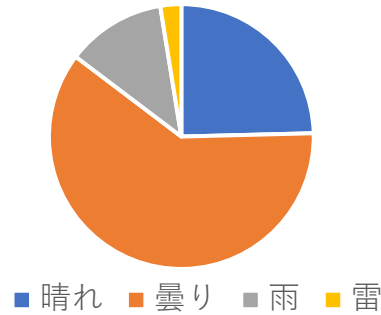
ウ タブレット端末を活用した学校生活アンケート等の実施

ウ タブレット端末等を活用した学校生活アンケート等の実施

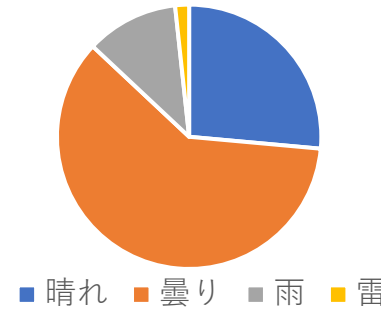
心の天気図(7月)



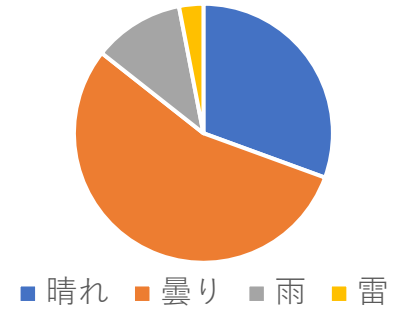
心の天気図(8月)



心の天気図(9月)



心の天気図(10月)



A中学校「心の健康観察」の調査結果

「雷」マークの早期対応が必要な児童・生徒は、毎月2～3%いる。
「雨」マークの児童・生徒は、毎月13%程度いる。

面談、スクールカウンセラーとの接続、保護者との連携など、積極的な支援を実施

2 令和5・6年度 取組内容

市教育委員会の取組

- ア 「府中市いじめ防止対策推進条例」に基づく組織的対応の重要性の啓発
- イ いじめの定義や学校いじめ対策委員会によるいじめの認知についての周知
- ウ 当委員会での協議内容を踏まえた取組の充実
- エ スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)などの関係諸機関との連携した対応
- オ 小学校第5学年及び中学校第1学年児童・生徒へのスクールカウンセラーによる全員面接の実施
- カ スクールロイヤー制度の活用による未然防止と早期解決
- キ 生活指導主任会における効果的ないじめ防止等に向けた研修・検討
- ク 校内研修及び若手教員育成研修等における研修の実施

当委員会での協議内容を踏まえた取組の充実

「府中市教育委員会 いじめ問題対策委員会」 周知・啓発リーフレット

第1回

府中市教育委員会
いじめ問題対策委員会 を開催しました。

令和5年7月
教育部指導室

府中市教育委員会では、府中市いじめ防止対策推進条例（令和5年4月施行）第9条に基づき、附属機関として、府中市いじめ問題対策委員会を設置しています。
令和5年6月5日に「第1回 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会」を開催し、府中市立学校のいじめの未然防止等のための対策の推進について協議しました。

1

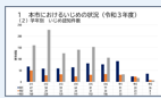
府中市立小・中学校のいじめの防止等の対策を推進するための方策について諮問しました。

教育長から、対策委員会の委員長に対して、いじめの未然防止の取組や早期発見・早期対応の取組など、学校の対応力の向上に資する取組について答申するよう、諮問しました。



2

府中市立小・中学校のいじめの実態及び学校と教育委員会の取組について報告しました。



「府中市立小・中学校におけるいじめの防止等の取組状況と課題」資料から

1

府中市におけるいじめの実態
「府中市立小・中学校のいじめの認知件数等」

2

府中市における取組状況
「学校の取組状況」「小・中学校別の取組状況」「学校における特色ある取組（成果）」「教育委員会の取組」

3

府中市におけるいじめ対応の課題
「学校間の認知件数の差」「教員一人一人の学校いじめ防止基本方針の理解」

3

府中市立小・中学校のいじめの未然防止等のための対策の推進について協議・意見交換を行いました。



○ いじめの認知件数「0件」の学校がないことは、いじめ防止対策推進法のいじめの定義の正しい理解がされている。⇒法に基づいた正しい認知

○ 重大事態だと保護者等から申出があった場合は、重大事態として対応する必要があることを、学校が理解し、対応していくことが重要である。⇒重大事態への正しい対応

○ 中学校では、学級担任への相談が東京都の平均と比較すると低い傾向にあるが、保護者や家族、友人に相談していることは評価できる。相談できる環境が整えられていることが大切である。⇒児童・生徒のSOSの出し方とSOSをキャッチできる教職員等の資質向上

○ 学校いじめ防止基本方針を正しく理解し、保護者へ説明できるようにしていくことが必要である。また、年度途中で実施率を上げていくのではなく、年度当初に、教職員の共通理解と保護者への説明を確実に進めていくことが必要である。⇒全教職員による学校いじめ防止基本方針の理解と保護者へ説明できる機会の確保

○ コロナ禍で様々な活動が制限され、宿泊行事やグループ活動など、人間関係づくりが十分にできなかった3年間がある。新型コロナウイルス感染症がら類感染症に変わり、活動が緩和されることで、人と人との関わる機会も増加し、人間関係をうまく構築できればいいが、不安を抱える子どもやいじめにつながるケースも増加することが懸念される。⇒コミュニケーション能力の育成と合意形成を図る話し合い活動などの特別活動の充実

○ 学校いじめ対策委員会の確実な実施が重要である。⇒学校いじめ対策委員会の定期的な開催と事案発生時の迅速な開催

○ 学校の生活の8割を授業が占めることから、授業の充実が重要である。⇒子どもの「分かる・できる」を目指した不断の授業改善

○ 児童会、生徒会など、子どもたち同士でいじめのことを議論し、子ども主体の取組が充実されていくと良い。⇒児童・生徒の主体性を発揮した取組の充実

○ 学校生活アンケートなどタブレット端末を活用した取組についてどのように運用し、子どもにどのようにフィードバックしていくのか今後の取組に期待したい。⇒子ども実態把握の工夫・充実

第2回

府中市教育委員会
いじめ問題対策委員会 を開催しました。

令和5年2月
教育部指導室

令和6年1月30日に「第2回 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会」を開催し、府中市のいじめの実態及びいじめ防止等に向けた取組について報告するとともに、令和6年度の府中市教育委員会及び府中市立小・中学校におけるいじめ防止に向けた対応を充実させるため協議しました。

1

府中市立小・中学校のいじめの実態及び学校と教育委員会の取組について報告しました。

1

府中市におけるいじめの実態（令和4年度）
「府中市立小・中学校のいじめの認知件数等」

2

いじめ防止等に向けた取組（令和5年度）
「小・中学校の取組」「教育委員会の取組」

3

今後の対応
府中市いじめ対策推進条例や基本方針に則った組織的な対応、認知したいじめの全件対応、関係機関との連携強化、魅力ある学校づくりの推進など、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の一層の充実

2

令和6年度における府中市立小・中学校のいじめの未然防止等を図るための取組について協議しました。



● 子どもたちが学習や生活する教室環境は大切である。どのような環境が子どもたちにとって望ましいものなのか、「子どもファースト」の視点を大切にしてほしい。⇒落ち着いた学習に取り組める教室環境の工夫

● 子どもの権利など、日常的な人権教育の充実を図る必要がある。⇒人権教育の更なる充実

● タブレット端末を活用したアンケートには様々な可能性がある。どのくらいの頻度で行うのか、発展的な使い方など効果的な活用方法を検討してほしい。⇒積極的に児童・生徒の状況把握を行うためのタブレット端末の活用の工夫

● 誰にも相談していない児童・生徒の存在には、注意する必要がある。SOSの出し方教育、頼れる人の存在が必要であり、身近な人に相談できるようにしていきたい。⇒相談機関の周知、相談しやすい環境づくり（いつでも、誰にでも相談）、悩みを一人で抱え込まない態度の育成

● 児童・生徒の実態に寄り添った指導・支援を行うことが大切である。⇒教育相談の研修の更なる充実、児童・生徒理解に基づいた生活指導の徹底

● 教員がいじめ問題に苦勞していることや、不安になっていることを把握する必要がある。⇒いじめ対応は担任等の個人の対応で行うものではなく、組織対応であることの意識啓発、QITの推進、管理職による日常的な声掛け

● いじめの解消後に再発する可能性と、被害・加害が入れ替わる可能性があることを認識して、指導・支援に当たること。⇒継続的な見守りの徹底

● 教育課程グランドデザインに基づいた教育活動の充実を図る。⇒市立小・中学校全校で義務教育9年間の系統的・継続的な取組により特に重視して育成を目指す資質・能力の共有、特別活動の特質や役割を意識した教育活動の推進

3 いじめ問題対策委員会の成果

軽微ないじめも見逃さない教員の意識の向上

- いじめの認知件数(中学校)の増加
 - ・中学校の認知件数が増加(R4:37件 R5:76件 **39件増**)
- いじめ発見のきっかけ
 - ・小学校「学級担任による発見」が増加
(R4:3.9% R5:29.8% **25.9P増**)
 - ・中学校「学校の教職員等が発見」が増加
(R5:56.7% R6:65.7% **9P増**)

いじめられた児童・生徒に対する対応状況の充実

- いじめられた児童・生徒の相談状況の改善
 - ・小学校・中学校ともに「誰にも相談していない」が**0%**
(R4:小学校0.1% 中学校13.5%)

3 今後の課題

いじめの初期対応の組織的取組の徹底

からかい や いやがらせ等の段階から、組織的に初期対応策を検討し、実践する。

児童・生徒の主体的な取組の更なる充実

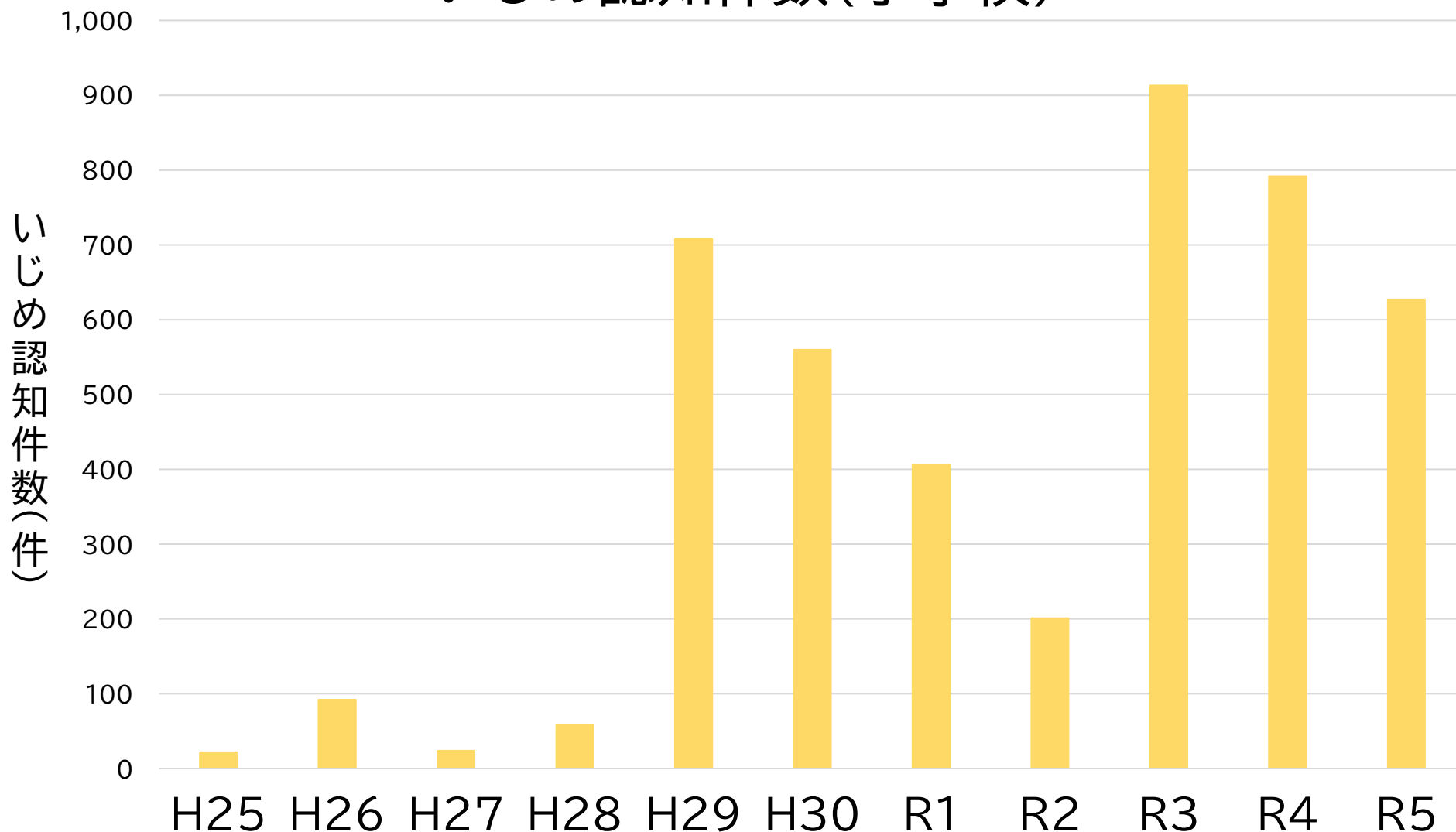
「自らSOSを出せる力」「いじめに気付く力」を自ら身に付ける取組の充実

4 令和7・8年度 諮問内容

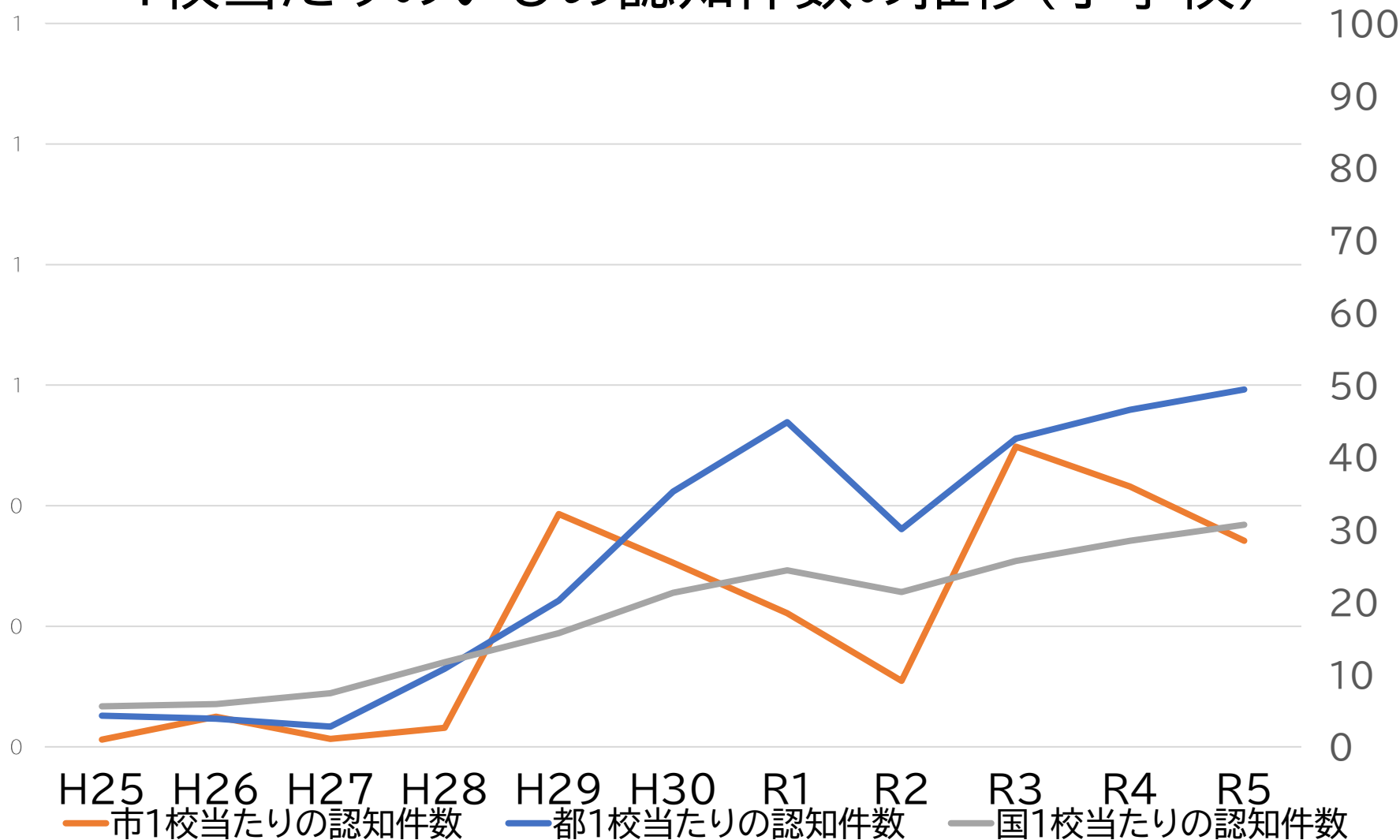
**いじめをしない・させない・許さない
態度を育てる組織的な指導の充実**

【資料】いじめの状況（令和5年度）

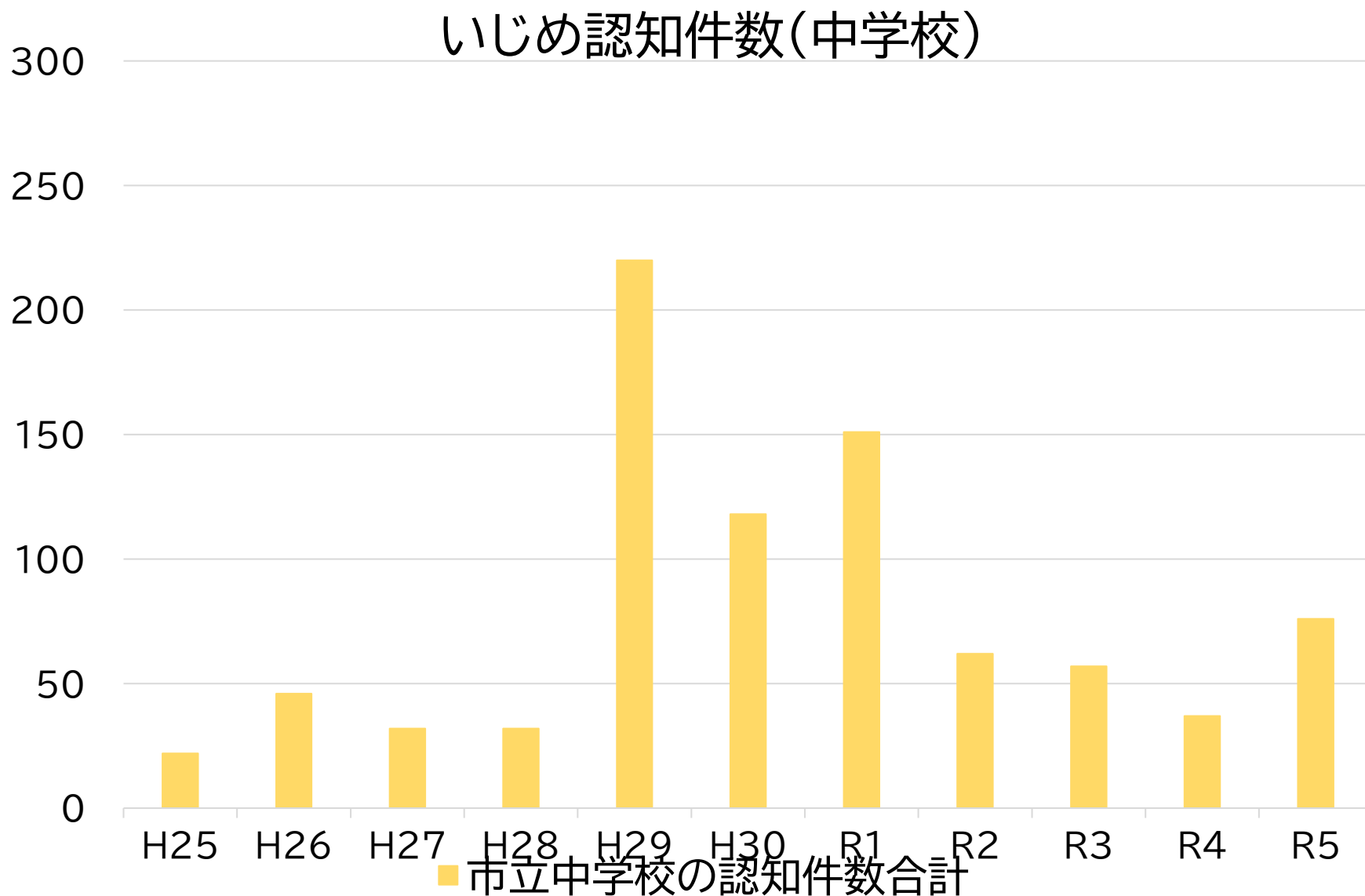
いじめ認知件数(小学校)

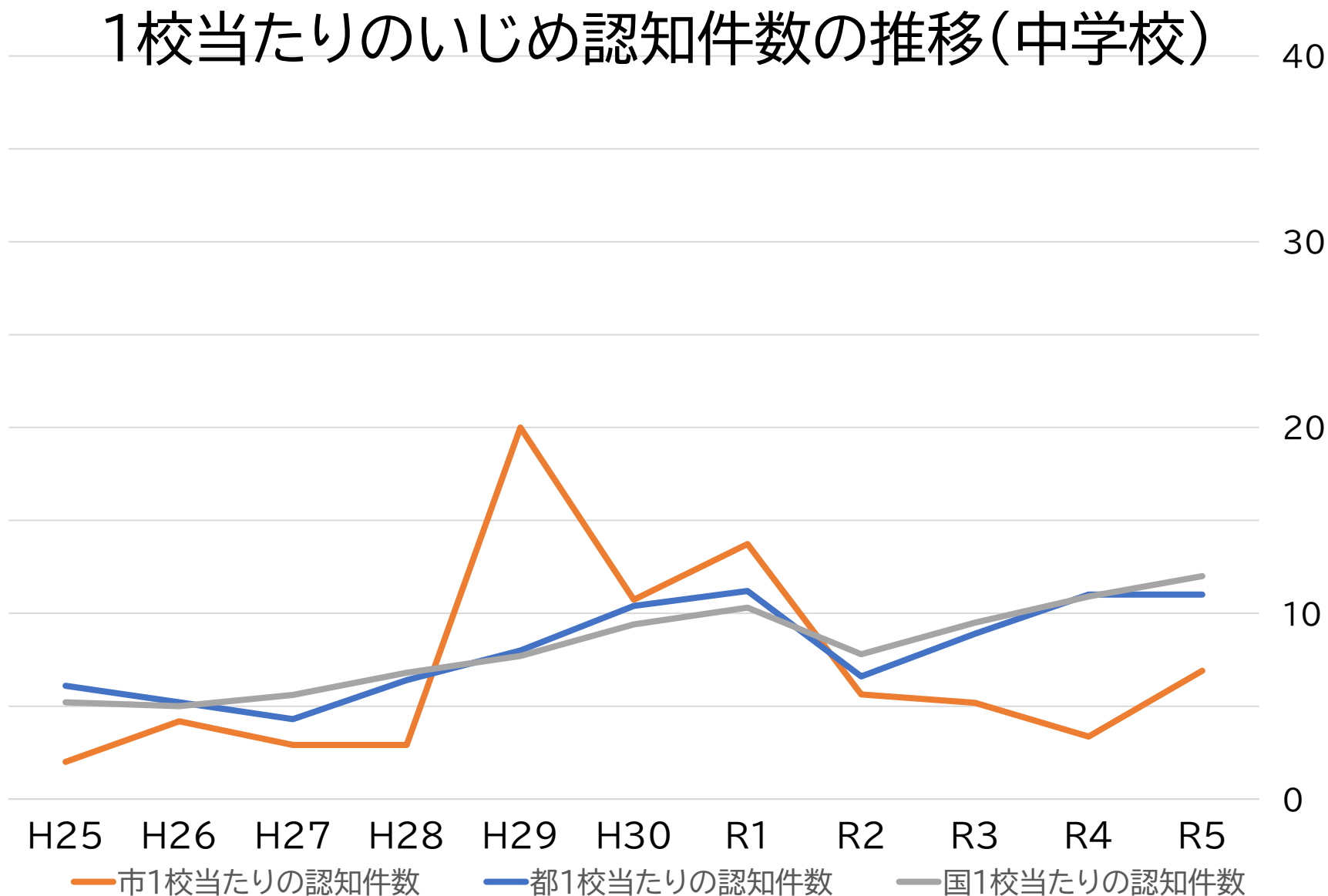


1校当たりのいじめ認知件数の推移（小学校）



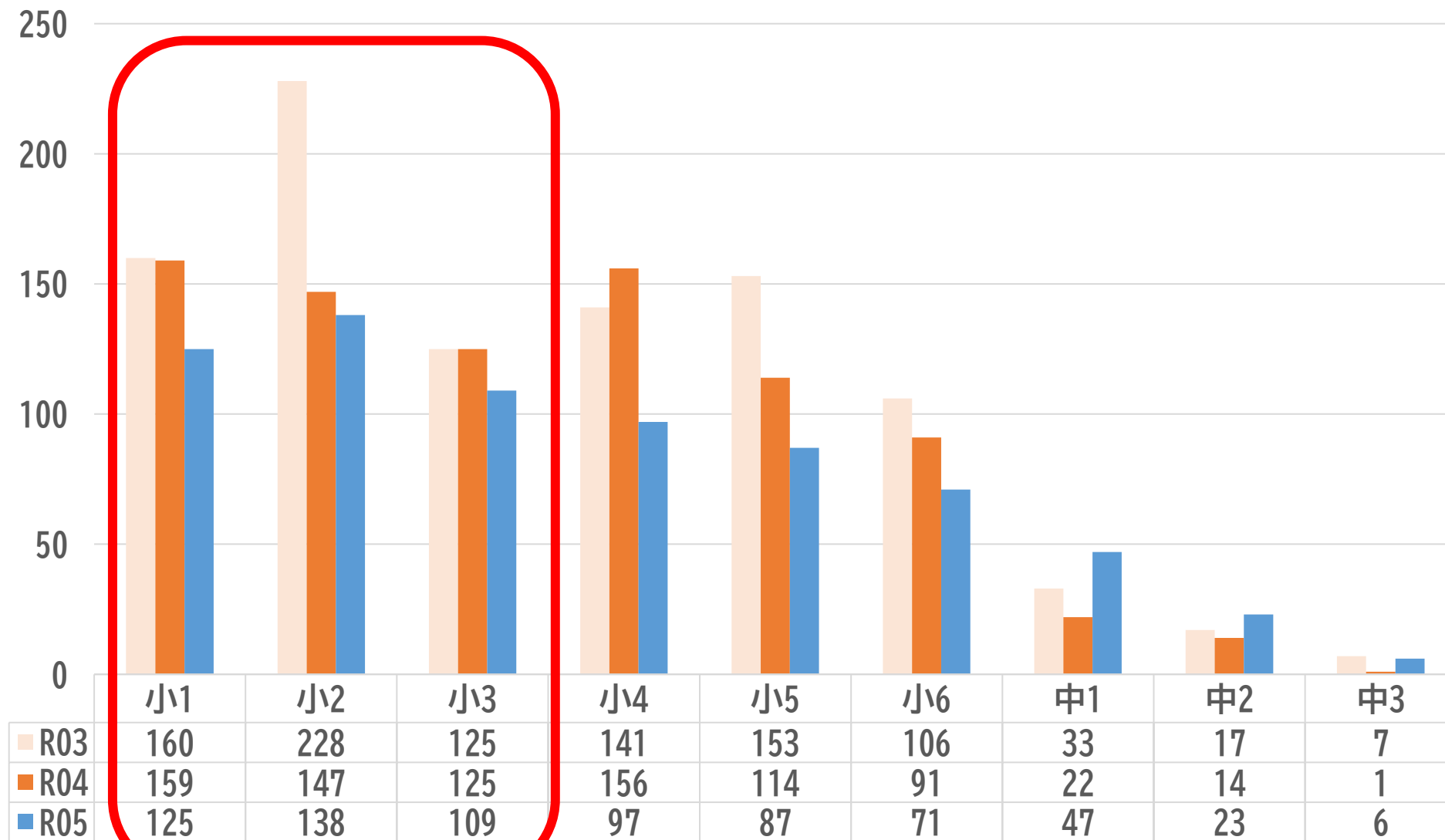
【資料】 いじめの状況 いじめ認知件数（中学校）



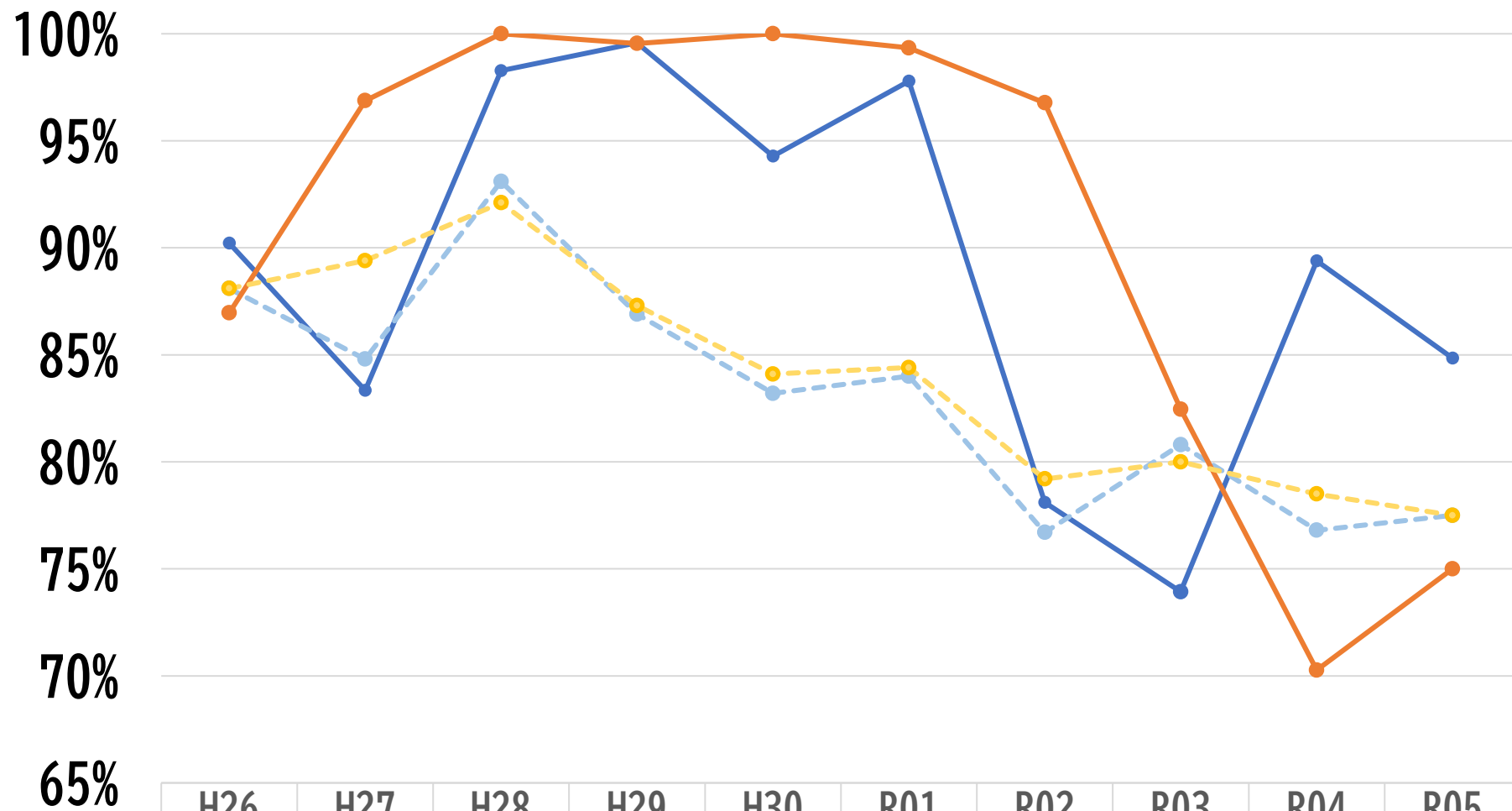


【資料】 いじめの状況 学年別いじめ認知件数

学年別 いじめ認知件数（令和3年度～令和5年度）



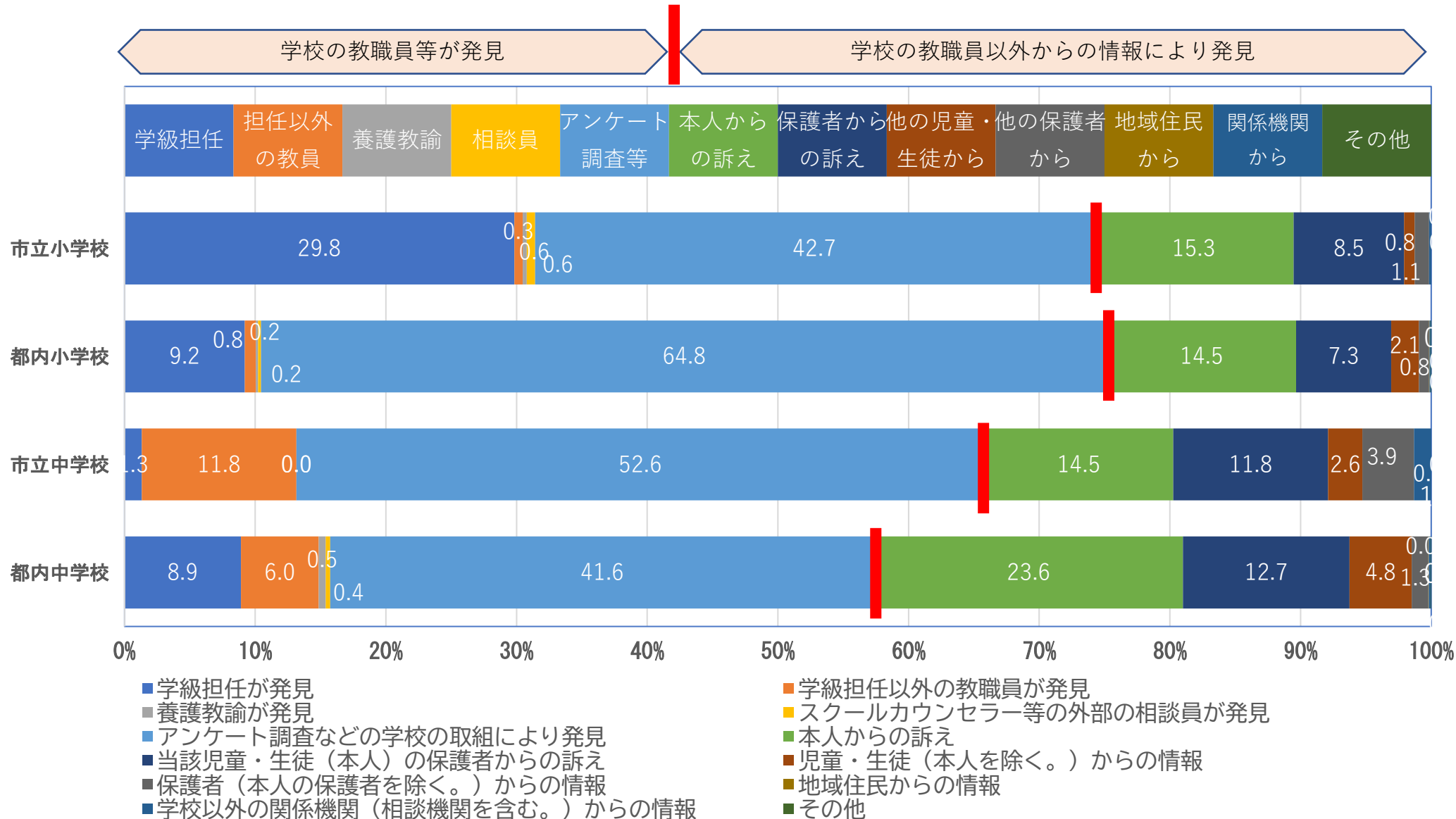
【資料】 いじめの状況 解消しているものの割合



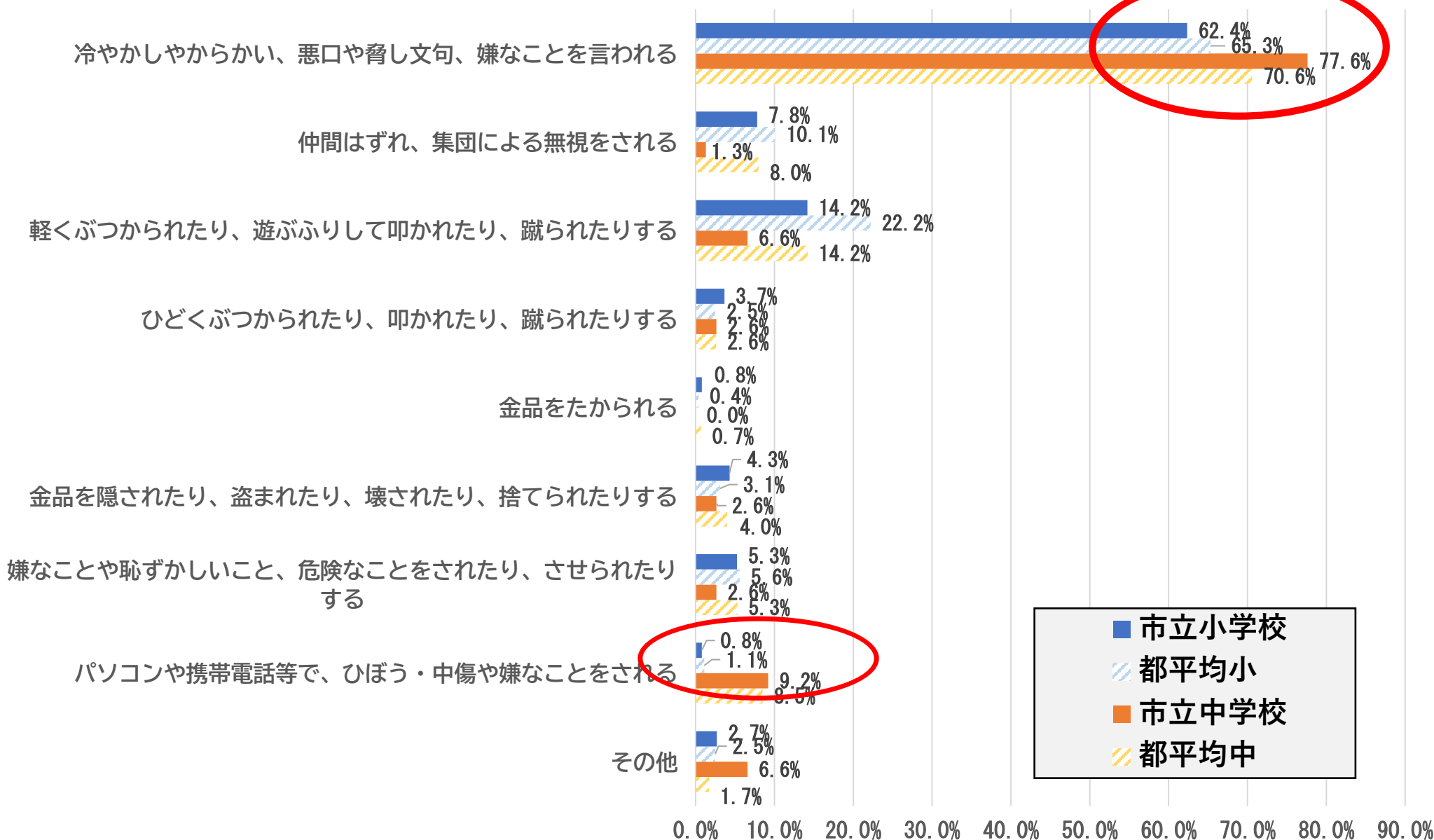
	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
市立小学校	90.2%	83.3%	98.3%	99.6%	94.3%	97.8%	78.1%	73.9%	89.4%	84.8%
都内小学校	88.1%	84.8%	93.1%	86.9%	83.2%	84.0%	76.7%	80.8%	76.8%	77.50%
市立中学校	87.0%	96.9%	100.0%	99.5%	100.0%	99.3%	96.8%	82.5%	70.3%	75.0%
都内中学校	88.1%	89.4%	92.1%	87.3%	84.1%	84.4%	79.2%	80.0%	78.5%	77.5%

【資料】 いじめの状況 いじめ発見のきっかけ

※枠内の数字は割合（％）

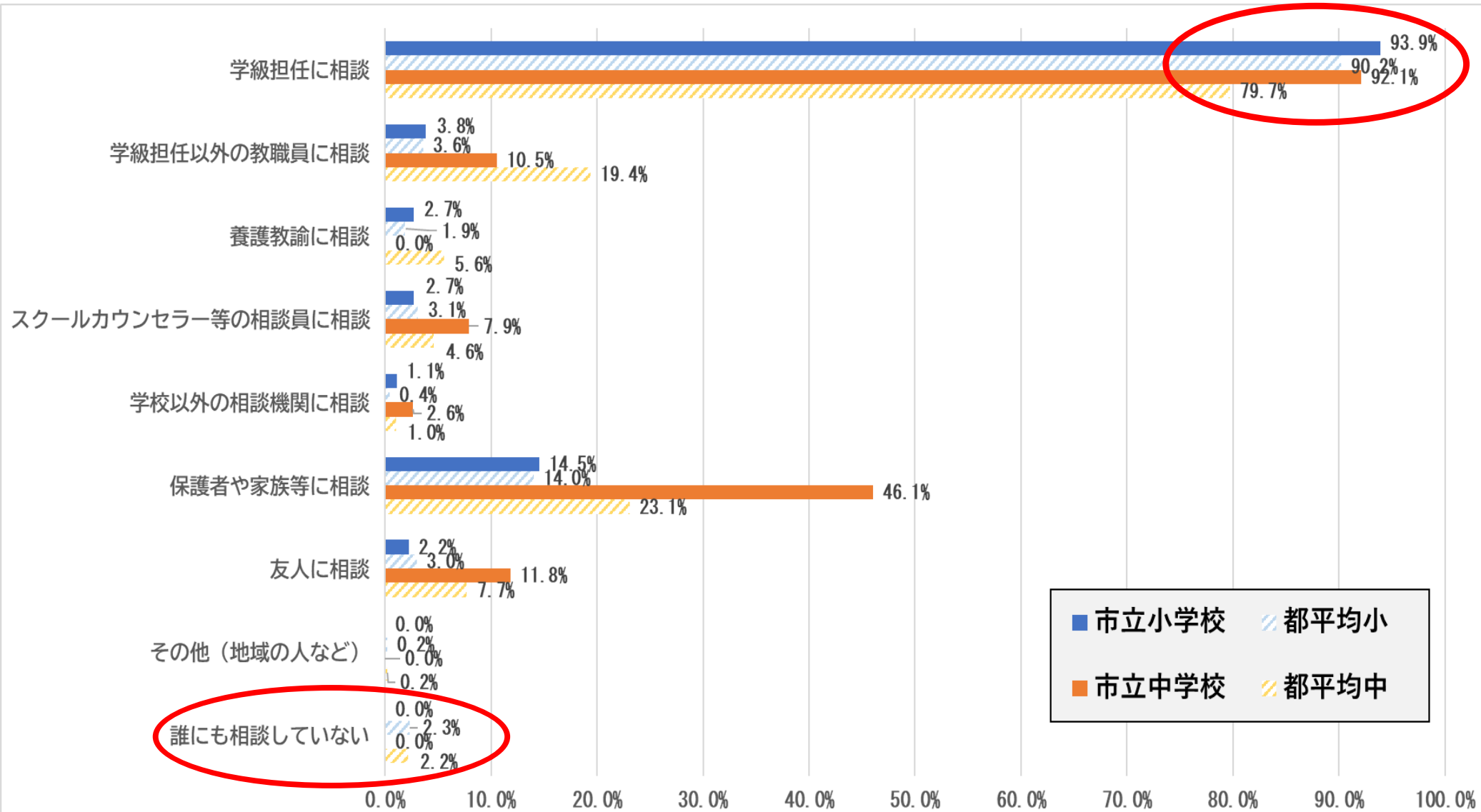


【資料】 いじめの状況 いじめの態様



(※) 該当する件数÷いじめの認知件数×100 (%)

【資料】 いじめの状況 いじめられた児童・生徒の相談状況

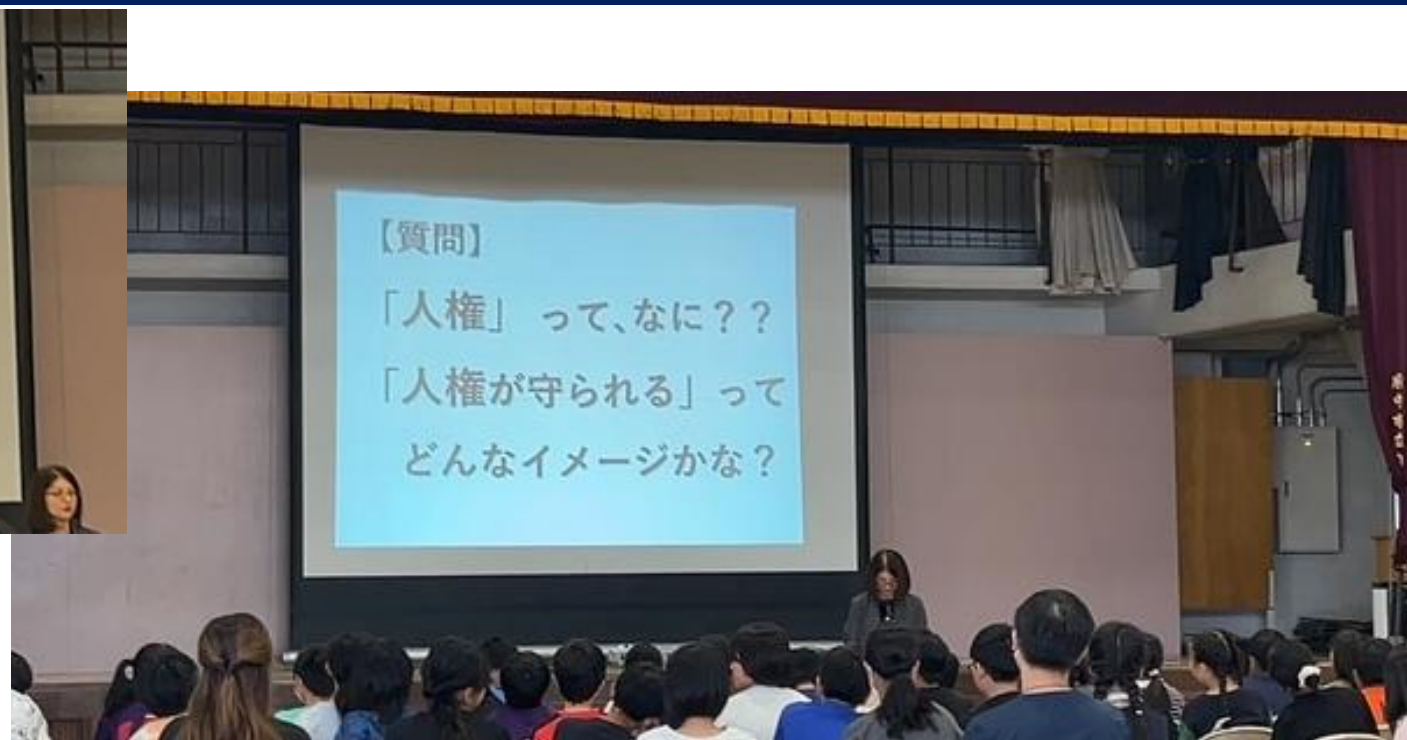
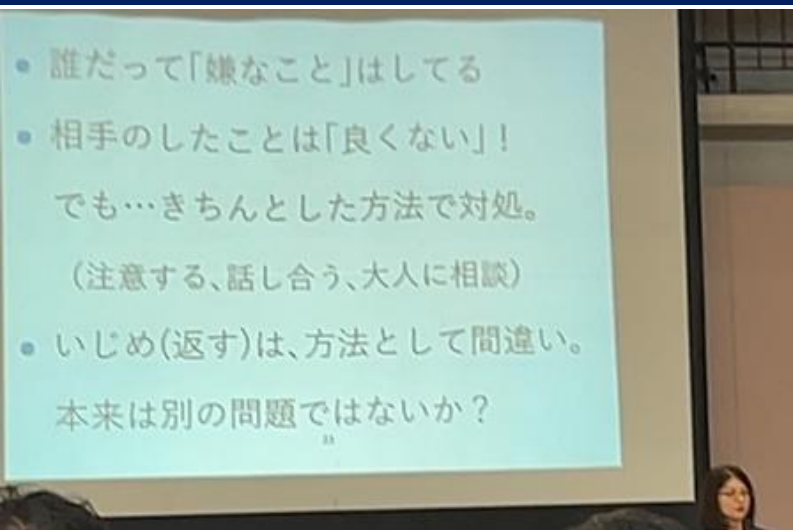


(※) 該当する件数÷いじめの認知件数×100 (%)

5 令和7年度 取組内容

(1)いじめをしない・させない・許さない態度を
身に付ける指導の充実

ア 府中市の4つの視点を生かした 年間3回の「いじめに関する授業」をはじめとした、教育活動全体を通した指導の充実



弁護士との連携による「いじめ防止についての授業」

府中第七小学校第5学年「いじめに関する授業」の様子

ア 府中市の4つの視点を生かした年間3回の「いじめに関する授業」をはじめとした、教育活動全体を通した指導の充実

→全ての教育活動において、特別活動の特質や役割を意識し、「発見すること」「対話すること」「決定すること」「表現すること」の4つの視点を重視した教育活動を展開する。

令和6年度以降 府中市立小・中学校の教育課程編成に向けたグランドデザイン

国・都・市が目指す児童・生徒像

学習指導要領 前文 (平成29年告示)

一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにする

東京都教育施策大綱 (令和3年3月)

【「未来の東京」に生きる子供の姿】

■ 自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる

■ 他者への共感や思いやりを持つとともに、自己を確立し、多様な人々が共に生きる社会の実現に寄与する

第3次府中市学校教育プラン (令和4年1月)

「目指す人間像」

【人権感覚と規範意識】

他者も自分も大切に、思いやりと規範意識のある人

【社会的な資質・能力】

社会の一員としての自覚を持ち、社会に貢献しようとする人

【確かな学力】

自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人

義務教育9年間の系統的・継続的な取組により、特に重視して育成を目指す資質・能力

課題を発見し、課題解決に主体的に向き合い、自らの考えを形成するとともに他者と協働しながら合意形成を図り、よりよい自己を実現する力

令和6年度以降の教育活動において特に重視する視点

全ての教育活動において、特別活動の特質や役割を意識し、以下の視点を重視した教育活動を展開する

○発見すること (意欲・好奇心・課題発見力等)

児童・生徒が、主体的に目標や課題を発見し、課題解決や自己実現に向けて見通しをもって、自主的・実践的に学ぶことができるようにする

○対話すること (コミュニケーション力・多様性等)

児童・生徒が、多様な価値観を認め、考えを相互に伝え合い、合意形成を図ったり問題解決を図ったりできるようにする

○決定すること (自己調整力・批判的思考力等)

児童・生徒が、課題解決や自己実現に向けて、集団や自己の状況を把握しながら調整し、方法・目的・結果等を決定できるようにする

○表現すること (実行力・表現力・責任感等)

児童・生徒が、よりよい自己・集団・社会の実現に向けて、言葉や行動で表現できるようにする

令和6年度以降の教育課程編成にあたってのキーワード

「きづく」「つながる」「たかめる」教育の推進

5 令和7年度 取組内容

(2) いじめの全件対応の徹底

イ 小学校第1学年から第3学年を対象としたエデュケーション・アシスタントの活用

いじめの認知件数が多い小学校第1学年から第3学年を対象に学習指導及び生活指導の支援の充実を図る。



エデュケーション・アシスタントも活用し、学級担任等との連携を深め、いじめの未然防止、早期対応の徹底を図る

ウ 子ども発達支援センター「はばたき」をはじめとした関係諸機関との連携強化

- ◆いじめ対応にかかわる関係諸機関の役割について、理解促進を図る資料を作成する。
- ◆子ども発達支援センター「はばたき」との連携を強化
保健師と指導主事による学校訪問の実施や相談体制の充実など、安定した学校・学年・学級づくりを支援する。
- ◆スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談、児童相談所、民生・児童委員、保護司及び警察等の関係諸機関と連携した対応
→生活指導主任会への関係諸機関の参加及び円滑な連携に向けた研修会の実施

5 令和7年度 取組内容

**(3) いじめ重大事態や対応困難な事案を
発生させない組織的な対応力の強化**

ア 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底

「学校いじめ対策委員会」の組織力の強化

校内の情報の一元管理→組織としていじめを「認知」

いじめ重大事態や対応困難な事案を発生させないための、事例検討を基にした校内研修の充実

いじめ対応の取組の評価・改善

イ いじめの対応事例について、いじめ問題対策委員会で 実際に対処策を検討し周知する

いじめの具体的な事例について、
いじめ問題対策委員会で対応策を検討



様々な視点から検討したいじめの対応策について
まとめ、各学校でのいじめに関する研修において
「いじめの事例検討」ができる資料を作成する。



いじめの組織的対応の充実を図る

ウ 活用事例の発信を通じて、
スクールロイヤーの活用力を強化する。

スクールロイヤー制度の活用による

未然防止と早期解決

未然防止

解決困難になる事態を想定した事前の対応相談

早期解決

学校の対応策の法的根拠の確認、法的視点からの
よりよい対応策の具体的検討

6 今後のいじめ問題対策委員会 について（案）

第1回

- ・令和5・6年度の取組の成果と課題
- ・今後2年間の諮問内容について
- ・府中市の現在のいじめの状況

◆協議

児童・生徒が主体となって取り組む
いじめ防止に向けた活動

第2回

- ・本市で発生したいじめに関する具体的な対応事案について
- ・スクールロイヤーの活用事例

◆協議

いじめの対応事例についての検討→
各学校に研修資料として発出予定

第3回

- ・令和7年度の取組の成果と課題
- ・年間3回の「いじめに関する授業」の更なる充実に向けて
《授業参観を通して考える》

◆協議

いじめを許さない態度を育てる
「いじめに関する授業」の在り方

第4回

- ・令和7年度 いじめの現状
- ・2年間の取組成果と今後に向けて

◆協議

いじめを許さない態度を育てる
組織的な指導の充実について